

新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言に伴う市施設の再開等について

■概要

新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言が、5月25日に国から発出された。緊急事態宣言解除に伴い、イベント開催制限の段階的緩和の目安、外出自粛の段階的緩和の目安が国から示され、県においても外出自粛や施設の使用停止等の協力要請が一部緩和された。

そこで、本市では、これまで国や県と連携しながら休止等を行っていた市施設について、下記のとおり一部施設を再開するなどの対応を行うこととした。

市施設の再開にあたり、各施設において、感染防止対策を講じていく。

なお、市施設の再開等については、ホームページ等を通じて、市民の皆様に周知するとともに、今後の状況を勘案しながら、適宜見直す。

記

1 再開する市施設

別紙一覧のとおり

※再開する市施設によっては、感染防止対策として、一部利用を制限するなどの対応を行う場合もある。

2 自粛を要請していた保育所及び学童保育室等

登園・登室自粛要請期間は、これまでどおり5月31日までとする。

引き続き、発熱や体調不良が認められる園児、児童等については、登園、登室等を控えるようお願いするとともに、家庭内においても手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒の励行、咳エチケットの徹底など感染予防に努めるようお願いする。